

札幌市雨水流出抑制に関する指導要綱

平成23年2月1日

副市長 決 裁

改正 平成24年3月9日

平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、都市化の進展により雨水が地中に浸透しづらくなる状況において、浸水被害から市民の生命と財産を保全するため、雨水流出量の多い大規模施設について、適切な雨水処理による環境の改善及び雨水流出抑制施設の整備に関し必要な事項を定め、札幌市が進める雨に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雨水流出抑制 雨水を地中に浸透させ、又は一時的に貯留することによって、公共下水道に流出する雨水量を減少させることをいう。

(2) 雨水流出抑制施設 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 雨水浸透施設

イ 雨水貯留施設

ウ 前2号の施設を組み合わせた施設

エ その他市長が雨水流出抑制に効果があると認める施設

(流出抑制量及び技術的事項)

第3条 雨水流出抑制に関する流出抑制量及び技術的事項は、別に定める「札幌市雨水流出抑制技術指針」によるものとする。

(対象施設)

第4条 この要綱は、3,000平方メートル以上の土地に設置される施設のうち、当該土地の面積の半分以上が屋根又は舗装等に覆われ、雨水を公共下

水道に排除するものに適用する。

(雨水流出抑制施設計画書の提出)

第5条 前条に該当する施設の設置(増築又は改築を含む。)をしようとする者は、緑地などの雨水が浸透しやすい土地の確保又は雨水流出抑制施設の設置について、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

2 前項の協議により、雨水流出抑制施設を設置しようとするときは、当該工事に着手する前に雨水流出抑制施設計画書を市長に提出するものとする。

(完了報告)

第6条 雨水流出抑制施設の設置者は、雨水流出抑制施設の設置が完了したときは、速やかに完了報告書を市長に提出し、市長の確認を受けるものとする。

(維持管理)

第7条 雨水流出抑制施設の設置者は、雨水流出抑制施設の機能が保全できるように適切に維持管理するよう努めるものとする。

2 雨水流出抑制施設の設置者は、雨水流出抑制施設の安全保持及び周辺環境への配慮について適切な措置を講ずるものとする。

(情報提供及び技術的助言)

第8条 市は、第1条に掲げる目的を達成するため、第4条に該当する施設の設置者に対して、適切に雨水流出抑制施設の設置等が行われるように、雨水流出抑制に関する情報提供及び技術的助言を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、下水道河川局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後、新たに設計に着手する対象施設に適用する。

附 則 (平成24年3月9日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。